

○厚生労働省告示第二百五十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年七月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

<p>一〇四十三 (略)</p> <p>四十四 オビヌツズマブ及びその製剤</p> <p>四十五〇百十四 (略)</p> <p>百十五 デュルバルマブ及びその製剤</p> <p>百十六〇百八十八 (略)</p>	<p>改正後</p>
<p>一〇四十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四十四〇百十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百十四〇百八十六 (略)</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)